# 「やまぐち森林づくり県民税」第3期対策(案)に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

#### 1 意見の募集期間

平成26年12月22日(月)から平成27年1月21日(水)まで

#### 2 意見の件数

4名 21件

#### 3 意見の内容と県の考え方

#### 【制度の是非】

| 意見の内容             | 県の考え方               |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 第3期対策(案)については基本的  | 荒廃森林の再生をはじめとした豊かな   |  |
| に賛成。案を基本に施策を進めてほし | 森林づくりの一層の推進に向け、「やまぐ |  |
| V,                | ち森林づくり県民税」第3期対策に沿っ  |  |
| 森林の保全は、酸素の再生に大きく貢 | て、計画的に事業を進めてまいります。  |  |
| 献している。            |                     |  |

#### 【課税方式、税額】

# 意見の内容 課税方式、税額については「これまでと同様」とあるが、資料内に「対策が必要な森林面積」「県内全域対策実施のために必要な費用」の記載はなく、資金不足による施策の遅れ・森林荒廃の深刻化を危惧する。

課税方式の変更(森林に直接・間接で関係する産業、森林あってこその物品サービス[例:水]への課税)や税額の変更の必要性を検討すべきかと考える。

# 県の考え方

課税方式、税額については、第3期対策(案)に係る事業規模や県民アンケート調査結果等を踏まえ、「これまでと同様」としたものです。

なお、第3期対策におきましても、地域の特性やニーズ、緊急性等を考慮しながら、計画的に事業を進めてまいります。

また、創設時においては、「水道課税」 方式も検討したところですが、現行の「県 民税均等割の超過課税」方式は、森林の 持つ多面的な機能の恩恵を受けている県 民の皆様に幅広く負担を求めることので きる税制である等の理由から、最も適切 な課税方式であると考えています。

#### 【ハード対策】

#### 意見の内容

現行(第2期)とほぼ同一内容と思 われる第3期対策(案)のメニューを 名称変更しているのは何故か。

また、若干漠然とした内容となっているので、何らかの具体例を含めた記載を希望する。

現行(第2期)の「魚つき保安林等 海岸林整備事業」については、対象箇 所全ての整備が完了した、と考えてよ いか。

「森林機能回復対策」、「繁茂竹林対策」については、毎年の財源の可能な範囲内で対策を実施していくという形を取った場合、資金不足による「手遅れ」「荒廃深刻化」の地域が発生するのではないかと危惧する。

#### 県の考え方

第3期対策では、より事業効果を高めるため、事業細部の見直しをしており、 これに伴い事業を統合し、事業名を変更しています。

御意見を踏まえ、このたび公表する第 3期対策では、具体的記述に改めるとと もに、今後、リーフレットなどにより丁 寧な説明に努めてまいります。

第2期計画箇所については、全て整備が完了したところです。なお、今後、必要に応じ、第3期対策の「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」において、市町が独自に海岸林を整備することも可能となっています。

第3期対策の「森林機能回復対策」と 「繁茂竹林対策」については、地域の森 林情報に精通している市町や森林組合等 との連携を密にしながら、水源かん養や 山地災害防止機能の維持増進を図るべき 森林で一体的に重点実施してまいりま す。

また、毎年、県民の皆様に御負担いただいた財源の範囲内で、事業効果が最大限発揮されるよう、地域の特性やニーズ、緊急性等を考慮しながら、計画的に事業を進めてまいります。

# 【ソフト対策】

#### 意見の内容

市民、任意団体等からの自主活動要望に支援を。

ボランティア団体等活動団体同士 の現地交流会を催せないか。

竹林の伐採や間伐された森林を見るとすがすがしい気持ちになる。

そういう体験を全ての県民にして もらい、皆がそういう意識を持つこと が本税制の到達点のひとつと思う。

そのため、従来からの活動を粘り強く深く広く行うボランティアやその 裾野を広げる方策も不可欠である。

#### 県の考え方

第3期対策では、森林整備に取り組むボランティア団体等に対して、活動に必要な資機材等を支援するとともに、新たに、研修などによる人材育成や団体間の連携強化に取り組むなど、森林ボランティア団体等の自主的な森林整備活動等を推進してまいります。

#### 【資源活用】

### 意見の内容

可能であれば、各対策で大量に発生 したであろう伐採木、伐採竹、剪定枝 等の処理・活用の方法及び量(実績・ 予定)の明記を願う。

整備事業と資源活用の結び方をどうするのか。

各対策で発生する伐採木、伐採竹、 剪定枝等の有効活用方法の検討を願 う。

燃料や建材への使用など大量かつ 継続的な方策を企業等とのタイアッ プで行い、目に見えた変化、量的な成 果を追求して欲しい。

森林に携わる人の裾野が広がれば、 アイデア、ネットワークも広がり、国 や世界にアピールできる独自の技術 や製品、用途も生まれないかと期待し ている。

#### 県の考え方

県民税事業では、山地災害の防止をは じめ、水源のかん養、快適な生活環境の 形成など森林の持つ多面的な機能を持続 的に発揮させることを目的に森林整備を 実施しており、伐採した木竹類の活用は 事業対象に含まれておりません。

なお、森林資源の利活用については、 別途、国の補助事業等を活用しながら、 県産木材等の生産及び利用拡大に取り組 んでいるところです。

いただいた御意見は、今後の参考とさ せていただきます。

県では、素材生産業者や民間企業等とも連携しながら、需要に応じた県産木材の供給力強化や竹等未利用資源の有効活用に向けた取組を推進しているところです。

いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

#### 【県民意識、周知啓発】

| 恵見の内容 | 意見の内容 | 3 |
|-------|-------|---|
|-------|-------|---|

「県民アンケート調査」の結果を本制度継続への賛同と見ているが、回収率が5割前後(個人では4割強)となっており、とても「制度に好意的」な結果とは思えない。

アンケート実施方法詳細を記載の 上、「半分が回答していない」ことを 「当制度に対する県民の関心が低い」 と考えて頂きたい。

## 県の考え方

アンケートの実施結果については、県 民の皆様の意向を把握する上で、統計的 にも有意な回答を得られたと考えており ます。

アンケートについては、別添公表資料の「参考資料」のほか、詳細については、 山口県/森林企画課のホームページでご 覧いただけます。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kemin-1/201411110001.html なお、やまぐち森林づくり県民税の周知につきましては、今後も様々な活動、機会を通じて、理解促進に努めてまいります。

この県民税について、周囲に知らない人がたくさんいる。周知目的で、ボランティアの参加、植林への寄付、県産木材の資材化等さらなる提案を模索したい。

今後も様々な活動、機会を通じて、理 解促進に努めてまいります。

森林の捉え方、水源・経済林等分類 の周知

国や市等、他制度の存在と、その相違について周知

国、県、市町の各種制度については、 それぞれ所管のホームページや広報など を通じて公表しているところです。

県の制度につきましては、今後ともわ かりやすい周知に努めてまいります。

県民の暮らしにどのような形で便 益があったのかアンケート聴取を。 このたびの第3期対策の検討にあたり 県民アンケート調査を実施しておりま す。

アンケートについては、別添公表資料 の「参考資料」のほか、詳細については、 山口県/森林企画課のホームページでご 覧いただけます。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kenmin-1/201411110001.html

| 【その他】              |  |  |
|--------------------|--|--|
| 意見の内容              | 県の考え方  |  |
| 市町への意見聴取結果の記載があ    | 市町の担当部署を通じて意見聴取した  |  |
| るが、「市町」とは「市町の担当部署」 | ものです。  |  |
| なのか「自治体の長」なのか、明確に  |  |  |
| されたい。              |  |  |
| 『やまぐち森林づくり推進協議会』   | 平成 26 年度やまぐち森林づくり推進  |  |
| についての記載があるが、どの様な組  | 協議会での協議内容については、別添公   |  |
| 織で何を討議しているのか分からな   | 表資料の「参考資料」をご覧ください。   |  |
| ٧٠°                | なお、平成25年度以前の内容について   |  |
|                    | は、山口県/森林企画課のホームページで  |  |
|                    | ご覧いただけます。  |  |
|                    | http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kenmin-1/20090202001.html |  |
| 当件は、現在、パブリック・コメン   | 御指摘の鳥獣保護関連の計画では、森  |  |
| トを実施している『鳥獣保護管理事業  | 林の持つ多面的機能のひとつである生物   |  |
| 計画(骨子案)、第一種特定鳥獣保護  | 多様性保全の観点から森林整備の必要性   |  |
| 計画(骨子案)及び第二種特定鳥獣管  | に関する記述があり、間接的な繋がりは   |  |
| 理計画(骨子案)に対するパブリッ   | あるものの、第3期対策の取組において、  |  |
| ク・コメント』にも関係がある気がす  | 当該計画が直接関与するものではないこ   |  |
| るが、資料内で触れてはいない。    | とから、当該計画に関する記述は行って   |  |

おりません。

関係があるのなら、何処かに明記頂 きたい。

「やまぐち森林づくりレポート」も 含め60頁を超える資料に対し、1ヶ 月間の意見公募期間というのは「どん なものか」と感じる。今後、意見公募 の期間については、内容・時期・同時 期実施案件数等を考慮頂きたい。

当件の意見公募は、県のホームページで確認したが、ホームページを参照しない、できない県民も多数おられると思う。また、直近の県広報には、パブリック・コメント全般の記事は見受けられなかった。当パブリック・コメントの広報が、ホームページ以外でどの程度実施されたのか提示願う。

本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しました。

また、パブリック・コメントの実施については、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告により広報に努めて参りました。

いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

